

光化学オキシダント注意報等発令地区の県内全域への拡大について

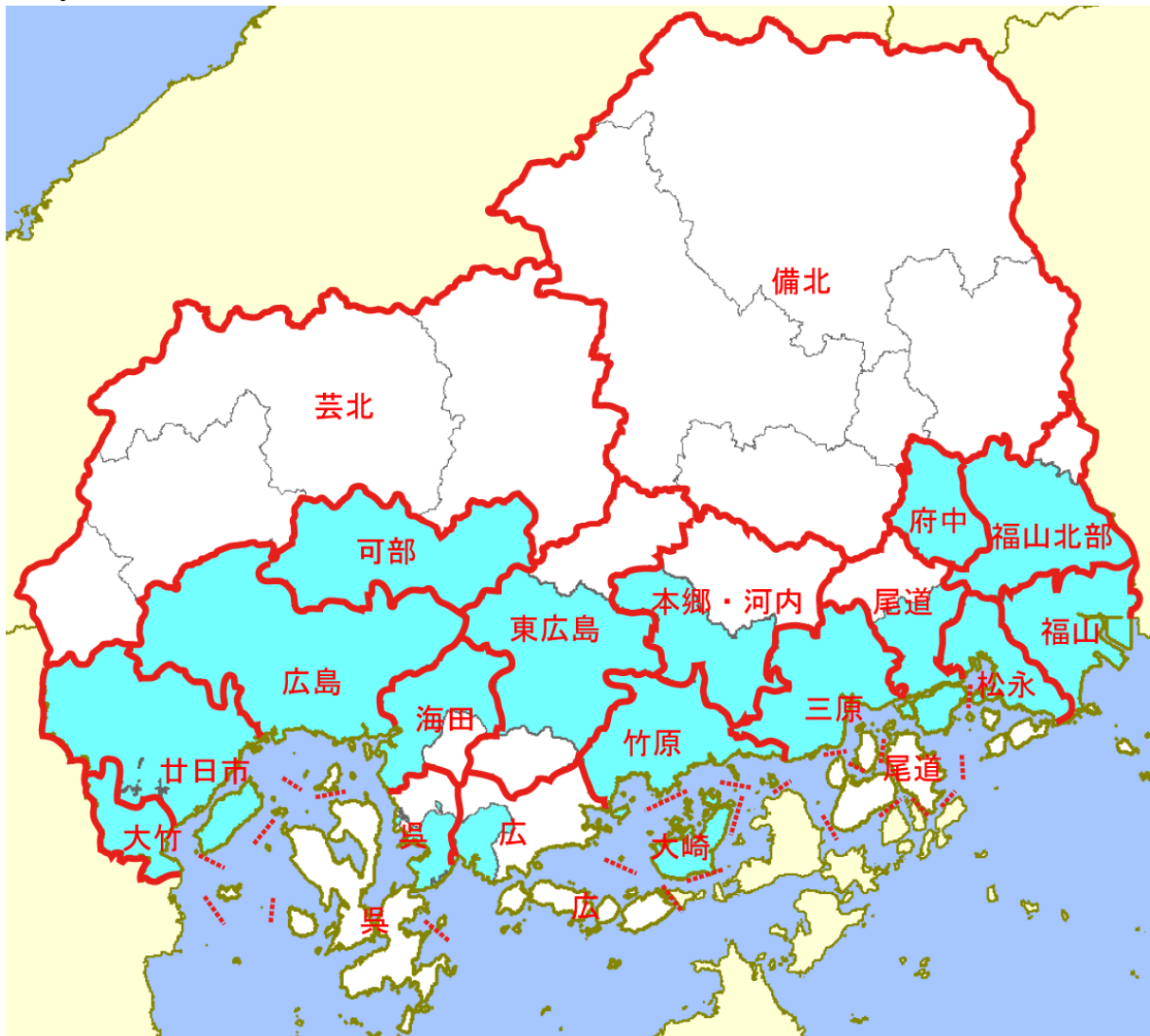
1 要旨

光化学オキシダントによる汚染については、これまでそのおそれが少ないと考えられてきた地域でも高濃度のオキシダントが観測される事例が近年多く見られ、全国的に汚染の広がりが懸念されている。

このため、県においては、平成 20 年度に実施した大気汚染常時監視網再編整備の結果を踏まえ、これまで沿岸部を中心に設定されていた光化学オキシダント注意報等の発令地区を県全域に拡大する。

2 発令地区変更の概要

芸北地区及び備北地区の 2 地区を新設し、その他の対象外地域については既存地区に編入する。



太線：発令地区境界（網かけ部は既存の発令地区）

3 実施時期

平成 22 年 4 月

4 その他

注意報等の発令基準，過年度の発令状況等は別紙のとおり。

光化学オキシダント発令状況等

1 光化学オキシダント緊急時の発令基準及び措置基準

区分	発令基準	措置基準			
		ばい煙排出者 ¹	VOC排出者 ²	自動車所有者 自動車使用者	
発令区分	情報	光化学オキシダント濃度が、1以上の測定点において、1時間値で0.10ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の20%以上の自主的削減	VOC排出量または飛散量の減少準備	運行の自主的制限
	注意報	1以上の測定点において、1時間値で0.12ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の20%以上の削減	VOC排出量または飛散量の削減	運行の自主的制限
	警報	1以上の測定点において、1時間値で0.40ppm以上となった場合で、かつ気象条件からみて当該大気汚染状況が継続すると認められる場合。	排出ガス量等の40%以上の削減	VOC排出量または飛散量の削減	道路交通法の規定による措置
予報	1以上の測定点において、1時間値が0.12ppm以上に至るおそれがある場合。(A型予報)	排出ガス量等の10%以上の削減	VOC排出量または飛散量の減少準備	運行の自主的制限	

1 工場・事業場において、ばい煙発生施設からの全排出ガス量が4万Nm³/h以上のもの、及びその他知事が必要と認めるもの。

2 大気汚染防止法第2条第5項に定める揮発性有機化合物(VOC)排出施設を有するもの。

2 緊急時の発令回数

過去 10 年の情報，注意報の発令回数及び平成 21 年度の地区別発令回数は次のとおり。

また，A 型予報は，平成 3 年度に広島，竹原地区に各 1 回ずつ発令して以来，発令されていない。

警報は，現在まで 1 度も発令されていない。

【月別発令回数（過去 10 年）】

年度	情報								注意報							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
12年度	7	8	13	10	18	17		73		2	2	4	2	4		14
13年度			3	13	29	5		50			1	2	5	1		9
14年度			34	32	7	22		95			10	20	2	6		38
15年度		19	29		10	14		72		3	7		1			11
16年度		30	41	19	25	5		120		8	7	1	6			22
17年度		14	5	25	4	5		53		1		5	2	2		10
18年度		5	19		43			67			2		16			18
19年度	7	45	8	12	1	17		90	1	10				4		15
20年度	6	23	12	10	29	1		81				1	12			13
21年度	7	18	38	8	38	7		116	0	0	3	1	12	1		17

【平成 21 年度 地区・月別発令回数】

地区	情報								注意報							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
大竹			1					1								
廿日市		2	3	1	3	1		10								
広島	1	3	5	1	5	2		17			1	1	1			3
可部		3	5	2	4			14			1		2			3
海田		2	1	1	1			5			1					1
呉			1					1								
広			1		1			2								
東広島																
本郷・河内			1		2			3								
竹原	1	1			2			4								
大崎			2					2								
三原	1	1	1		3	1		7					1			1
尾道	1		2	1	2			6					1			1
松永	1		5	1	4	1		12					1			1
福山	1	1	3	1	4	1		11					2	1		3
福山北部	1	3	5		4	1		14					3			3
府中		2	2		3			7					1			1
合計	7	18	38	8	38	7		116	0	0	3	1	12	1		17

3 健康被害届出状況

光化学オキシダントによる健康被害の届出状況は次のとおりである。

年 度	学 校 関 係					一般住民	合 計
	園児	小学生	中学生	高校生	教員		
昭和47年度		539	735	131			1,405
昭和48年度			312	55			367
昭和49年度		371	1,801	440	29	19	2,660
昭和51年度		22	2				24
昭和52年度		11		24		3	38
昭和53年度	90		6				96
昭和54年度		2					2
昭和58年度			26				26
昭和60年度				11			11
平成20年度			3				3
平成21年度				6			6

(平成21年度被害の概要)

発 生 日 時	平成21年7月23日(木) 16時20分ごろ
発 生 場 所	祇園北高等学校(広島市安佐南区) 運動場
被 害 者	高校生 6人(女子6人)
被 害 の 概 要	クラブ活動を行っていて症状が発生した。
主 な 症 状	眼が痛い1人, のどが痛い3人, せきが出る4人, 息苦しい2人 (累計)

4 オキシダント注意報, 警報発令時の県民への周知事項

- 1 目, のどに刺激を感じた者は, 洗眼, うがい等を行うとともに必要に応じ医師の診断を受け, 最寄りの県厚生環境事務所(支所を含む)又は市町役場に連絡すること。
- 2 できるだけ外出しないようにすること。(特に呼吸器系疾病患者等)
- 3 学校, 幼稚園, 保育所においては, 状況に応じ屋外運動を中止すること。
- 4 自動車を使用する者は, 不要・不急の自動車の運行を差し控えるようにすること。
- 5 植物又は家畜に異常を認めた者は, 最寄りの市町役場に連絡すること。